

令和7年度 名古屋市

航空宇宙産業設備投資促進補助金

厳格な品質基準や認証、新たな技術革新や新型機への対応が求められる航空宇宙産業において、中小企業の販路拡大や生産増、一層高度な業務への対応に必要な設備投資に対して助成を行います

他業種向けに併用する
設備もOK！

3D CADなど
ソフトウェアOK！

補助
対象者

航空宇宙産業に関する認証等を受けている中小企業者

補助対象
経費

市内に所在する事業所において、航空宇宙産業に関する設計/製造/検査で使用する機械設備やソフトウェアを購入・設置又は構築する設備投資

補助率

10%以内

限度額

1,000 万円

申請方法
(2/27〆切)

まずは以下の名古屋市 次世代産業振興課へご相談ください

要綱・申請書等をご案内いたしますので、必要事項を記載の上、申請書をご提出ください

TEL: 052-972-2418 E-Mail: a2417@keizai.city.nagoya.lg.jp
<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000151821.html>



国・県の補助金等と併用可能！
年度をまたぐ案件もOK！

- ・同一補助対象設備に対し、国・県等の補助金が併用可能です
- ・令和7年度に契約し、令和8年度以降に設置等する案件も、契約前であれば申請可能です。詳しくは上記にご相談ください

詳しくは裏面へ

補助金に関する詳細

中小企業者について	・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者を指します
必要な認証 (いずれか1つ)	・ JISQ9100、Nadcap ・ 上記に準ずるもの（航空機製造重工メーカーによる独自規格で、MSJ4000などJIS Q 9100と同等以上のもの）
補助対象について	・ 補助対象経費の合計が500万円以上(税抜き)のものが対象です(合算可。但し、50万円未満(税抜き)のものは合算対象外) ・ 購入設備等の契約に含まれる付随費用も対象です(運搬費や据付工事費、PC設定費等) ・ 中古品又はリース契約による取得は対象外です ・ 初期費用以外の経費は対象外です(年間使用料等) ・ 工場など建屋の整備費は対象外です
申請に関する 注意点	・ 申請期限は令和7年度に事業完了(設置・構築及び支払)する案件を受け付ける期限です。年度を跨ぐ案件は別途ご相談ください。 ・ 設備等の購入契約締結の前日までに申請書提出が必要です ・ 外部有識者の意見を聴取した上で交付決定します
補助金の交付	・ 対象設備等の設置/構築、支払い完了後に交付となります ・ 補助事業完了後に実績報告書の提出とともに、本市職員による現場検査(確認)が必要です ・ 本市が随時実施するアンケート調査やヒアリング等にご協力いただきます ・ 設備投資した財産を5年以内に処分した場合は、補助金の返還を求める場合があります
補助限度額 について	・ 補助限度額（1,000万円）は各年度ごとの制約です ・ 過去に本補助金の交付を受けた場合も、再度交付を受けることが可能です（令和6年度に交付→令和7年度に交付も可）

手続きの流れ (太字：申請者の主なご対応事項です)

